

## 平成 30 年度

### 「北海道介護技能習得支援事業」補助金申請と受講の流れについて

1. **補助金の主旨**：不足する介護人材確保と福祉に関する基本的な知識や技術を習得することを目的とする平成 28 年度より新設された研修受講料に関する北海道の補助制度です。弊社が北海道知事指定を受けている介護職員初任者研修の通常受講料（90,000 円）の半額（テキスト代除く）を補助する制度です。
2. **補助対象となる講座**：日本福祉介護教育センターの指定の「介護職員初任者研修」講座
3. **対象となる方**：一般求職者（転職者含）及び大学・短大・専門学校・**高校の卒業年次の方**で福祉・介護等の職業に就労を希望する方。
4. **定員**：**弊社の定員枠は道内で 50 名です。定員を超えた場合、対象にならない場合があります。お申し込み順となりますのでご了承ください。**
5. **手続きの流れとご用意する書類**：上記に該当する方で下記の手続きをお願いいたします

#### ▽スマートフォン・パソコン・タブレットをお持ちの方

北海道社会福祉協議会が運営する「北海道福祉人材センター」のホームページにアクセス⇒画面から登録（マイページに登録）⇒ご自身の担当地区の人材センター又は人材バンクに「登録証」の発行を依頼⇒登録証が自宅に到着後、**写しを弊社宛郵送。**

#### ▽郵送または直接登録される方

北海道福祉人材センター又は旭川市、函館市、苫小牧市等社会福祉協議会が運営する「福祉人材バンク」に電話で連絡、指定された方法・書類で登録して下さい。**登録後、「登録証」の発行を依頼⇒登録証が自宅に到着後、写しを弊社宛郵送。**

**高校生は、進路指導部又は担任の先生を通じて、書類での登録となります**

#### ●受講申し込みと関係書類の送付

**①受講申し込み書②身分証明書写し：一部【健康保険証や運転免許証、生徒手帳（などの公的書類のどれか 1 部）③登録証写し：一部を用意し、①～③を弊社宛送付して下さい。③の発行に時間を要する場合は、①・②を先に送付して下さい。**

#### ●受講料の納入

弊社から送付した「受講決定通知」に記載されている受講料を納入

#### 【ご注意】

下記の①～③のいずれかに該当する場合は補助金対象から除外されます。その際は「一般受講料」になりますので、ご了承ください。

- ① 福祉人材センター・バンクに虚偽の登録や未登録の場合
- ② 指定の研修期間内に修了出来ない場合（病気や欠席等のため：年度内）。
- ③ 今回の研修全般に関する関係書類の内容等に虚偽記載等があった場合など